

静岡市建設工事共同企業体取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定建設工事共同企業体（第3条―第18条）
- 第3章 経常建設工事共同企業体（第19条―第29条）
- 第4章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、静岡市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の方式）

第2条 建設工事の実施に当たり、共同企業体による共同施工が必要であると認められる場合においては、建設工事の規模若しくは技術的難度の特性に着目して当該建設工事ごとに結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）の方式又は優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力若しくは施工能力を強化することを目的として結成される共同企業体（以下「経常建設工事共同企業体」という。）のいずれかに発注するものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

（対象となる工事）

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる建設工事は、技術的難度の高い建設工事又は共同施工を通じて建設業者間の技術移転を促進する効果があると認められる建設工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）1件の予定価格がおおむね6億円以上の土木工事
- （2）1件の予定価格がおおむね12億円以上の建築工事
- （3）1件の予定価格がおおむね3億円以上の設備工事

2 前項に規定する建設工事以外の建設工事であっても、特定建設工事共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効果的な運営が確保できると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に発注することができる。

（発注工事の選定）

第4条 静岡市建設業者等選定委員会（静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓

令第28号平成15年静岡市企業局管理規定第3号)に規定する委員会をいう。以下「選定委員会」という。)は、前条に規定する特定建設工事共同企業体に発注することができる建設工事のうちから、当該工事の規模、内容等を勘案して、特定建設工事共同企業体に発注する建設工事(以下この章において「発注工事」という。)を選定する。

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は2者又は3者とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せに係る要件は、次のとおりとする。

- (1) 発注工事に対応する工種について、建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示(平成17年静岡市告示第43号。以下「資格告示」という。)に基づく入札参加資格の認定を受けている者による組合せであること。
- (2) 発注工事に対応する工種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付された者の組合せであること。ただし、施工技術上特に必要があるときは、第2位等級に格付された者を構成員とする組合せとすることができる。
- (3) 次条に規定する構成員の要件を満たす者による組合せであること。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、資格告示第1の4(1)に規定する要件のほか、次に掲げる要件を満たし、及び当該発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でない者でなければならない。

- (1) 当該発注工事に対応する工種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を有してからの営業年数が、3年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(結成方法)

第8条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率の最小限度基準)

第9条 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、2者による場合にあっては30パーセント以上、3者による場合にあっては20パーセント以上とする。

(代表構成員の要件)

第10条 特定建設工事共同企業体の代表構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員の中で、最大の施工能力を有する者（等級の異なる者による組合せにあつては、上位等級の者）であること。
- (2) その出資比率が、構成員中最大であること。
- (3) 代表構成員の要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(別途の要件)

第11条 第7条第3号又は前条第3号に規定する要件を別途定める場合は、選定委員会の議を経るものとする。

(存続期間)

第12条 特定建設工事共同企業体は、発注工事の完成後においても残務整理等に必要な期間として、請負契約の履行後3か月以上存続しなければならない。

(資格の公告)

第13条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨
- (2) 発注工事の工事名、工事場所、工事概要及び工事完成期限
- (3) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 構成員の数、組合せ及び要件並びに代表構成員の要件
- (5) 特定建設工事共同企業体の結成方法、出資比率の最小限度基準及び存続期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要である事項

(資格認定の申請)

第14条 入札参加資格の認定を受けようとする特定建設工事共同企業体は、指定された期日までに、資格告示第1の5(4)に定める書類その他資格の審査のため市長が必要があると認める資料各1部を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する書類のうち、共同企業体協定書の写しの作成に当たっては、特定建設工事共同企業体協定書(例)(別記1)に準じた協定書を締結するものとする。

(資格の認定)

第15条 選定委員会は、前条の規定により提出された書類、資料等に基づき、特定建設工事共同企業体の入札参加資格の認定の可否を審議するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による選定委員会の審議結果に基づいて特定建設工事共同企業体の入札参加資格の認定の可否の決定を行うものとし、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格が認定されなかった者は、市長に対し、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、指定の期日までに書面を提出することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(契約方式)

第16条 第13条の規定により公告を行った発注工事に係る契約の相手方の決定は、前条第2項の規定により入札参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体を対象として、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うものとする。

(編成表の提出)

第17条 全条の規定により契約の相手方となった特定建設工事共同企業体は、契約の締結後速やかに特定建設工事共同企業体編成表（様式第2号）を作成し、市長に提出しなければならない。当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

(情報の提供)

第18条 市長は、特定建設工事共同企業体の自主結成に当たって必要であると認める情報を提供するものとする。ただし、法令の規定により公表しないこととされている事項、企業秘密に属する事項その他公表することにより公務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める事項については、この限りでない。

第3章 経常建設工事共同企業体

(工事の発注方式)

第19条 市長は、建設工事の発注に当たっては、経常建設工事共同企業体を一般の建設業者及び事業協同組合に準じて取り扱うものとする。

(構成員の数)

第20条 経常建設工事共同企業体の構成員の数は、2者とする。

(構成員の組合せ)

第21条 経常建設工事共同企業体の構成員の組合せに係る要件は、次のとおりとする。

- (1) 資格告示に基づく入札参加資格の認定を受けている者による同一工種ごとの組合せであること。
- (2) 次条各号に規定する構成員の要件を満たす者による組合せであること。
- (3) 等級区分が設けられている工種に係る場合は、同一等級又は直近の1等級までの範囲内に格付された者の組合せであること。

2 経常建設工事共同企業体の結成後に前項第3号に掲げる要件に該当しないこととなった場合において、当該共同企業体につき継続的な協業関係が維持されていると市長が認めるときは、当該共同企業体に係る資格告示第1の4(3)の期間内に限り、同号の要件に該当しているものとみなす。

(構成員の要件)

第22条 経常建設工事共同企業体の構成員は、資格告示第1の4(1)に規定する要件のほか、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 当該共同企業体に係る工種について、建設業法に基づく許可を有してからの営業年数が、3年以上であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

(結成方法)

第23条 経常建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率の最小限度基準)

第24条 経常建設工事共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、30パーセント以上とする。

(代表構成員)

第25条 経常建設工事共同企業体の代表構成員は、当該共同企業体の構成員において決定された者とする。

(資格審査の申請)

第26条 資格告示第1の4(3)の期間内における経常建設工事共同企業体の結成及びこれに係る入札参加資格の審査の申請は、一の一般の建設業者について、1件の経常建設工事共同企業体に限り、行うことができる。

2 入札参加資格の審査を申請しようとする経常建設工事共同企業体は、資格告示第1の4(2)に定めるところにより、資格告示第1の5(4)に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する書類のうち、共同企業体協定書の写しの作成に当たっては、経常建設工事共同企業体協定書(例)(別記2)に準じた協定書を締結するものとする。

(入札参加の制限)

第27条 経常建設工事共同企業体の構成員は、経常建設工事共同企業体を結成した工種の入札において一般の建設業者として参加する資格を失う。

(編成表の提出)

第28条 建設工事の請負契約を締結した経常建設工事共同企業体は、当該建設工事ごとに、速やかに経常建設工事共同企業体編成表(様式第2号)を作成し、市長に提出しなければならない。当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

(解散等)

第29条 経常建設工事共同企業体は、資格告示第1の4(3)の期間内は、解散し、又はその構成員の組合せを変更してはならない。ただし、すべての構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 経常建設工事共同企業体の構成員は、資格告示第1の4(3)の期間内は、当該共同企業体を脱退してはならない。ただし、当該共同企業体の他の構成員のすべての同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

(雑則)

第30条 この要綱に定めるもののほか、建設工事に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 合併前の静岡市の区域内に発注する建設工事に係る建設工事共同企業体取扱要綱(平成15年4月1日施行)及び合併前の清水市の区域内に発注する建設工事に係る建設工事共同企業体取扱要綱(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日の前日において、現に旧要綱に基づく認定を受けて特定建設業者共同企業体を結成している者は、この要綱に基づく認定を受けて特定建設業者共同企業体を結成しているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

別記1（第14条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同して営むことを目的とする。

- （1）静岡市発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- （2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- （1） 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

- | | |
|---|---------------------|
| <ol style="list-style-type: none">（2）（3） | ※ 構成員数に応じて適宜記載すること。 |
|---|---------------------|

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理す

る権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(1) ○○建設株式会社 ○%

(2)

(3)

※ 構成員数に応じて適宜記載すること。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

※ 構成員数に応じて適宜記載すること。

別記2（第26条関係）

経常建設工事共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設工事を共同して実施することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び存続期間）

第4条 当企業体は、〇〇年〇月〇日に成立し、静岡県による競争入札参加資格の有効期間内において存続する。ただし、当該期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（1）〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

（2）〇〇市〇〇区〇〇 〇〇番地 株式会社〇〇建設

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする

（1）〇〇建設株式会社 〇%

（2）株式会社〇〇建設 〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価する

ものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、第4条の存続期間内においては、当企業体を脱退してはならない。ただし、他の構成員の同意があり、かつ、発注者が承認したときは、この限りでない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが第4条の存続期間内に破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した場合においても、請け負った建設工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社及び株式会社〇〇建設は、上記のとおり〇〇経常建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

〇〇市〇〇区〇〇 〇〇番地

株式会社〇〇建設

代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

様式第1号（第15条関係）

企業ID：

企業名称：

企業体名称：

年 月 日

静岡市

静岡市長

一般競争入札参加資格確認通知書

先に申請のあった下記の案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

公告日： 年 月 日

案件番号：

入札番号：

案件名称：

入札書受付開始日時：

入札書提出締切日時：

内訳書開封予定日時：

開札予定日時：

競争参加資格の有無：

条件：

内訳書：内訳書を提出してください。

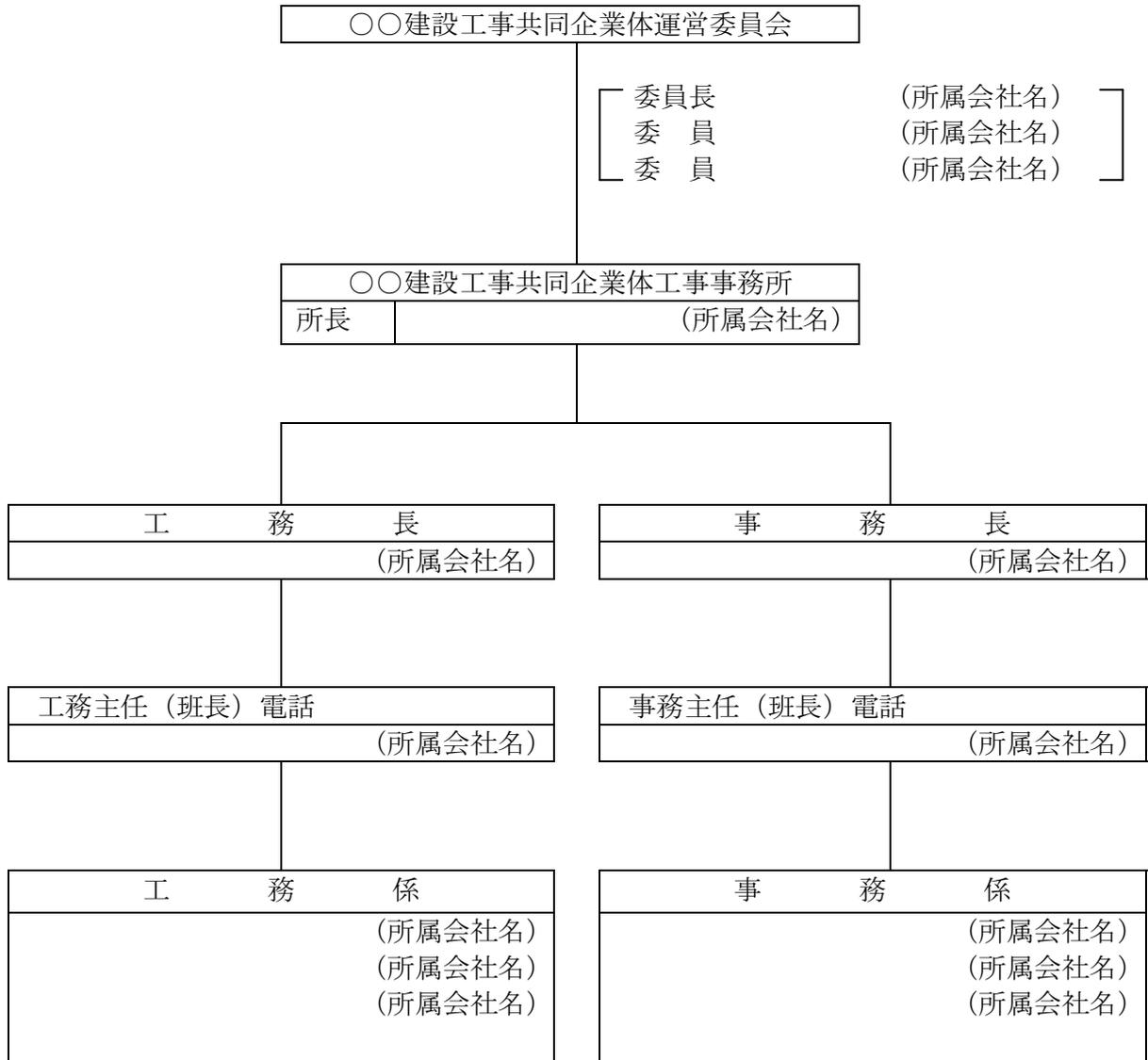
様式第2号（第17条、第28条関係）

〇〇建設工事共同企業体編成表

年 月 日作成

（共同企業体名）

〇〇建設工事共同企業体



(注) 1 この表は、標準例であり、実情に応じて適宜作成すること。

2 記載内容に変更を生じた場合は、変更後の内容により、その都度提出すること。